

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、会計法令、日野町財務規則（平成 11 年 3 月 30 日規則第 7 号。以下「規則」という。）、本件公告に定めるものの他、本件業務に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものです。

1 業務内容

（１）事業名

日野町窓口支援システム導入業務

（２）事業概要

別紙「日野町窓口支援システム導入業務仕様書」のとおり

（３）履行期間

契約の日から令和 7 年 1 2 月 2 6 日まで

（４）納入場所

日野町役場 鳥取県日野郡日野町根雨 101 番地

2 公告の日

令和 7 年 9 月 3 0 日（火）

3 競争入札参加資格

次に掲げるすべての要件を満たすこと。

- （１）政令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- （２）引き続き 1 年以上その営業に従事していること。
- （３）引き続き 1 年以上その営業について直接国税又は地方税を納付していること。
- （４）営業を継承した場合においては、（２）については、前営業者の従事した期間を通算し（３）は適用しない。
- （５）（２）による資格は、関係官公署又はこれに準ずるものの証明書を提出しなければならない。
- （６）本件公告の日から本件入札の日の前日までのいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱第 3 条の規定による指名停止を受けていない者であること。
- （７）本件公告の日から本件入札の日の前日までのいずれの日においても、会社更生法（平成 1 4 年 1 2 月 1 3 日法律第 154 号）の規定による更正手続きの開始の申し立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続きを行っているものを除く。）でないこと。

4 入札者に要求される事項

(1) 本件一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)及び次に掲げる入札参加資格確認資料(ただし、日野町入札参加資格申請書提出要領に基づき、現に効力を有する日野町入札参加資格申請において既に提出された資料を除く)、誓約書並びに参考資料を作成の上、6の場所に令和7年10月15日(水)までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び入札参加資格確認資料等を提出しない者並びに開札時において競争入札参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。

書 式 入札参加資格審査申請書

様式は指定しない(中央公契連統一様式、全省庁統一様式で可)

添付書類 ・ 使用印鑑届(原本)

・ 印鑑証明書(コピー可) 3カ月以内のもの

・ 納税証明書(コピー可)

(法人税又は所得税、消費税に未納がないことを証する納税証明書)

・ 委任状

・ 商業登記簿謄本(法人)

・ 財務諸表(コピー可。※物品製造の場合のみ必要)

入札参加資格確認資料等

①前記3に係る要件を満たすことが確認できる書面

②誓約書(様式第2号)

③会社概要書(次の内容が記載された書面)

・ 会社案内(設立年月日、資本金、本店・支店・営業所等の所在地、
従業員数(常勤・臨時の別、経歴(沿革)

・ 業務内容(営業種目)

・ 営業に関する許可、認可、登録等

・ 業務に関する資格者名簿

・ 契約実績(平成30年度以降受託した主な業務)[契約の相手方、契
約名、契約金額等]

・ 納税証明書

(2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合はそれに応じなければならない。

(3) その他

- ①申請書及び入札参加資格確認資料等の作成及び提出に係る費用は提出者負担とする。
- ②提出された申請書及び入札参加資格確認資料等は返却しない。
また、提出者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。
- ③提出期限以降における申請書及び入札参加資格確認資料等の差し替え及び再提出は認めない。

提出方法 持参または郵送

提出先 〒689-4503 鳥取県日野郡日野町根雨 1 0 1 番地

日野町役場 総務課 宛

5 契約する者

鳥取県日野郡日野町根雨 1 0 1 番地

日野町

日野町長 谷田 淳一

6 契約担当部局

郵便番号 689-4503 鳥取県日野郡日野町根雨 1 0 1 番地

日野町役場総務課

電話 0859-72-0331

7 入札及び開札の場所等

(1) 郵送による入札

不可

(2) 入札及び開札の日時及び場所

日時：令和 7 年 1 0 月 2 9 日（水） 午後 1 時 3 0 分

場所：日野町山村開発センター 2 階 研修室

8 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 保証金

入札保証金	免除とする。
契約保証金	契約金額の 10 分の 1 以上の額とする。ただし、規則第 74 条第 1 項の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

10 業務内容に関する疑義

入札説明書、仕様書等に対して疑義がある場合は、6の契約担当部局に説明を求めることができる。

11 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加資格の確認

10により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果については令和7年10月22日(水)までに通知する。

(2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、その理由について日野町長に対し、次に従い書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

①提出期限

令和7年10月15日(水)午後5時

②提出場所

6の場所に持参すること。

(3) 日野町長は説明を求められたときは、書面により回答する。

12 入札及び開札

(1) 契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を入札書に記載すること。

(2) 入札者は、会計法令、規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

(3) 入札後、本件公告、仕様書及びこの入札説明書の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(4) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して、提出すること。

(5) 入札者は、入札書の記載内容を抹消、訂正又は挿入するときは、当該個所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。

(6) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(7) 入札に関する行為を代理人に行わせようとするときは、その委任状を提出しなければならない。

(8) 入札書及び委任状の様式は別添のとおりとする。

(9) 入札書及び委任状の宛名は「日野町長 埴田 淳一」と記入すること。

(10) 入札の結果、予定価格以内の入札がないときは、予定価格以内の価格に達するまで、再度入札を行う。

(11) 開札は、入札者又は代理人が立ち会いして行う。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

13 入札の無効

- (1) 本件公告に示した競争入札参加資格のない者の入札
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (3) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (4) 委任状のない代理人の入札
- (5) 入札に関して不正のあった者の入札
- (6) 記名押印のない入札書による入札
- (7) 入札書の金額、氏名、印影その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載事項を確認しがたい入札
- (8) 政令、会計法令、規則、本件公告及びこの入札説明書に違反した入札

14 落札者の決定方法

この本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、規則第 89 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格で有効な入札を行った入札者を落札者とする。

15 契約書作成の要否

要

16 手続きにおける交渉の有無

無

17 その他

- (1) 入札終了後、落札者は、課税事業者又は免税事業者であることを明記した届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意志がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件業務については受注者の業務開始後の履行状況評価を定期的に行うこととしている。従って履行状況が仕様書に示した基準等と適合しないと認めるときは、作業の手直し又は業務の改善を指示し、その指示に従わないときには契約を解除するものとする。
- (4) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実

と反することが判明した場合は、契約を解除するものとする。